

道内旅行関連事業者の皆様へ

国の一時支援金の対象になるか、今一度ご確認ください。申請に必要な書類が大幅に簡素化されています！

まずはご確認ください

- 道外（宣言地域※）の旅行者を受け入れている
- 2021年の1月、2月 または 3月の売上が2019年比または2020年比で、50%以上減少している

※以下11都府県
 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県
 大阪府、兵庫県、京都府
 愛知県、岐阜県、福岡県

⇒**全てチェックが付けば国の対象になる可能性があります！**

対象になる可能性がある旅行関連事業者

飲食事業者（札幌市以外の飲食店、昼間営業の飲食店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館）、旅客・運送業（タクシー、バス）、自動車賃貸業者、文化・娯楽サービス事業者、旅行代理店、観光施設運営、小売店（土産物、雑貨店）等

⇒**全道32,672者（道推計値）が対象になる可能性があります！**

必要な保存書類

- ①個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること）を示す「帳簿書類及び通帳」並びに「商品・サービスの一覧表、店舗写真、及び賃貸借契約書又は登記簿」
- ②上記に加えて、**所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等であるとわかる統計データ（V-RESAS等）**

⇒**②が簡素化されています！**

以下URL(国の一時支援金説明資料が開きます)から右記ページを印刷又は保存していただくことで②の保存書類とすることができます。

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf?0322

【参考2】保存書類の代表例⑤

7ページ (B) 関連

- V-RESASの2020年の各週のデータをもとに、宣言地域外において、旅行者の5割以上が宣言地域から来訪している週が存在する地域を分析しました。（該当する道県・地域は下記のとおりです。）。下記の道県・地域に所在する旅行関連事業者については、本ページをもって保存書類とすることが可能です。（※下記の道県・地域に所在することが給付要件ではありません。）
- なお、下記の道県・地域以外に所在する旅行関連事業者であっても、本資料に示す条件（7、32ページを参照）を満たす観光統計等の「他の統計データ」や独自の「顧客調査（アンケート）の結果」等をご活用いただき、これらを保存書類とすることが可能です。

次の道県に所在する旅行関連事業者
北海道、茨城県、群馬県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、岡山県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県

次の地域に所在する旅行関連事業者					
青森県	岩手県	秋田県	福島県	富山県	鳥取県 島根県
西北五地域、上十三地域、下北地域	釜石	北秋田、能代・山形、由利本荘に おける、大仙・仙北、湯沢・雄勝	奥北、奥中、奥南、 会津、南会津、いわき	新川、富山、高岡	東部、中部 備前
広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	宮崎県
広島、広島西、呉、広島 中央、尾道、福山・府中	周南、山口・防府、宇部・ 小野田、下関、長門、萩	西部、中部	大川、小豆、 高松、二豊	新居浜・西条、今治、松山、 八幡浜・大洲、宇和島	豊後高田県、延岡市日村、日 南市豊、西郷野瀬、日向入野

旅行関連事業者 飲食事業者（総料理長等の飲食店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、陶楽館、興業館等）、小売事業者（土産物店等）等

※上記の各地域に含まれる市町村は、次のURLにて掲載されています（V-RESAS Webページ：<https://v-resas.go.jp/data/index/areas>）
 ※地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行っているなど、給付要件を満たさなければ給付対象外となります。

国の一時支援金の申請をお考えの方は、下記連絡先までご相談ください

【一時支援金事務局】（ホームページ） <https://ichijishienkin.go.jp/> 0120-211-240 / 03-6629-0479